

議案第 59 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 23 年 11 月 29 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。
第33条の7第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

第33条の7第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を同項第1号とし、第4号を同項第2号とし、同項第5号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる支出金」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に、「認定特定非営利活動法人」を「同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「及び租税特別措置法第41条の18の3」を削り、「含む。）」の次に「並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加え、同号を同項第5号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第7条の4を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林

所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第10条の2第7項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に、同条第8項中「施行規則附則第7条第10項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同

項前段」を「、第33条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第33条の7第1項第6号の改正規定（「認定特定非営利活動法人」を「同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等」に改める部分に限る。）及び附則第3条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例（前条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大口町税条例第33条の7の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに同条例第33条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

第3条 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第6項の規定によりみなして適用する場合における同条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、附則第1条ただし書に規定する改正規定による改正後の大口町税条例第33条の7の規定を適用する。

(大口町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大口町税条例の一部を改正する条例（平成20年大口町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「同条第1項第3号から第7号」を「同条第1項各号」に改め、同条第2項中「第1条による改正後の」を「大口町税条例の一部を改正する条例（平成23年大口町条例第 号）による改正後の」に、「同条第1項第7号」を「同条第1項第5号」に、「第41条の18の3」を「同条第3項」に、「第

4 1 条の 1 8 の 3 並びに」を「同条第 3 項及び」に改める。

(大口町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 前条の規定による改正後の大口町税条例の一部を改正する条例附則第 2 条第 2 項の規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 2 3 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(寄附金税額控除)</u></p> <p><u>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、県知</u></p>	<p><u>(寄附金税額控除)</u></p> <p><u>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5千円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)</u></p> <p><u>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、県知</u></p>

新	旧
<p>事又は<u>県教育委員会</u>の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したものの</p> <p>(4) <u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）<u>第41条の18の2第2項</u>に規定する<u>特定非営利活動に関する寄附金</u>のうち、<u>県内に主たる事務所を有する同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等</u>に対するもの</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、<u>所得税法</u>第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）<u>並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</u>のうち、<u>町民の福祉の増進に寄与するものとして町長が定めるもの</u></p> <p>2 <u>前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</u></p>	<p>事及び<u>県教育委員会</u>の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したものの</p> <p>(6) <u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）<u>第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる支出金</u>のうち、<u>県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人</u>に対するもの</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、<u>所得税法</u>第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び<u>租税特別措置法第41条の18の3</u>の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、<u>町民の福祉の増進に寄与するものとして町長が定めるもの</u></p> <p>2 <u>前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき</u> <u>当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u></p>

新	旧												
	<table border="1"> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え330万円以下の金額</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え695万円以下の金額</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え900万円以下の金額</td> <td>100分の67</td> </tr> <tr> <td>900万円を超え1,800万円以下の金額</td> <td>100分の57</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超える金額</td> <td>100分の50</td> </tr> </table>	195万円以下の金額	100分の85	195万円を超え330万円以下の金額	100分の80	330万円を超え695万円以下の金額	100分の70	695万円を超え900万円以下の金額	100分の67	900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57	1,800万円を超える金額	100分の50
195万円以下の金額	100分の85												
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80												
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70												
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67												
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57												
1,800万円を超える金額	100分の50												
	<p>(2) <u>当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであって、当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき</u> 100分の90</p>												
	<p>(3) <u>当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき</u> 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）</p> <p>ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に</p>												

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p style="text-align: center;">掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p style="text-align: center;">イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額につ</p>

新	旧
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を</p>	<p><u>いて、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u></p> <p>(2) <u>第33条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u></p> <p>(3) <u>前年中の所得について附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50</u></p> <p>(4) <u>前年中の所得について附則第18条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60</u></p> <p>(5) <u>前年中の所得について附則第16条の3第1項、附則第17条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を</p>

新	旧
<p>受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項<u>及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の</u></p>

新	旧
<p>(3)・(4) 略</p> <p>(土地譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の</p>	<p><u>所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(土地譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の</p>

新	旧
<p>特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

新	旧
<p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条</p>

新	旧
<p>による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>、<u>第33条の8</u>、<u>第33条の9第1項</u>、<u>附則第7条第1項</u>、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第19条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項後段</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第33条の6から第33条の8まで</u>、<u>第33条の9第1項</u>、<u>附則第7条第1項</u>、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、<u>第33条の6</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>、<u>第33条の8</u>、<u>第33条の9第1項</u>、<u>附則第7条第1項</u>、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第</p>	<p>第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項</u>中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第19条第1項</u>に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>同項前段</u>、<u>第33条の8</u>、<u>第33条の9第1項</u>、<u>附則第7条第1項</u>、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項後段</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項</u>及び<u>附則第7条の4</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第33条の6から第33条の8まで</u>、<u>第33条の9第1項</u>、<u>附則第7条第1項</u>、<u>附則第7条の3第1項</u>、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び<u>附則第7条の4</u>の規定の適用については、<u>第33条の6</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項</u>中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第20条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>同項前段</u>、<u>第33条の8</u>、<u>第33条の9第1項</u>、<u>附則第7条第1項</u>、<u>附則第7条の3第1項</u>及び</p>

新	旧
<p>33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、<u>同項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所</p>

新	旧
<p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」と、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p>

新	旧
6 略	6 略

大口町税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表（附則第4条関係）

新	旧
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 略 （経過措置）</p> <p>第2条 第1条による改正後の大口町税条例 第33条の7の規定は、町民税の所得割の納 税義務者が平成20年1月1日以後に支出 する同条第1項各号に掲げる寄附金につい て適用する。</p> <p>2 平成21年度から平成26年度までの各 年度分の個人の町民税についての<u>大口町税 条例の一部を改正する条例（平成23年大口 町条例第 号）による改正後の大口町税条 例第33条の7の規定の適用については、同 条第1項第5号中「<u>同条第3項</u>」とあるのは、 「<u>同条第3項及び所得税法等の一部を改正 する法律（平成20年律第23号）附則第5 5条の規定によりなおその効力を有すこと とされる同法第8条の規定による改正前の 租税特別措置法第41条の18の2第1項</u>」 とする。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 略 （経過措置）</p> <p>第2条 第1条による改正後の大口町税条例 第33条の7の規定は、町民税の所得割の納 税義務者が平成20年1月1日以後に支出 する同条第1項第3号から第7号に掲げる 寄附金について適用する。</p> <p>2 平成21年度から平成26年度までの各 年度分の個人の町民税についての<u>第1条に よる改正後の大口町税条例第33条の7の 規定の適用については、同条第1項第7号中 「<u>第41条の18の3</u>」とあるのは、「<u>第4 1条の18の3並びに所得税法等の一部を 改正する法律（平成20年律第23号）附則 第55条の規定によりなおその効力を有す こととされる同法第8条の規定による改正 前の租税特別措置法第41条の18の2第 1項</u>」とする。</u></p>

平成23年度町税条例の一部改正要旨

1 改正の目的

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部改正に伴い、寄附金の税額控除の改正等、所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部改正に伴う改正

① 寄附金税額控除の適用下限額の改正

改正後 2,000円 (改正前 5,000円)

【 参考 】

総所得金額等の30%相当額 又は特定寄附金額のいずれか— 2,000円 低い方の金額	×6% = 寄附金控除額
--	--------------

② 引用条文の整理

地方税法等の改正に伴い、町税条例中にある、地方税法等を引用している条文を改正し、整理しました。